

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

【基本的な考え方】

当社は、法律を遵守し健全で透明な企業経営を行うことを基本に、「化学」を通じ優れた製品を提供することにより社会の発展に貢献するとともに、株主、取引先、社員及び地域社会等のステークホルダーからの期待と信頼に応え、また、環境に配慮した事業活動を行うことを経営理念としています。

この理念のもと、当社は独自の特色ある技術の活用により高付加価値製品の開発を進め、グローバルな視野で化学を中心に事業を展開する技術指向型の企業グループを目指しています。

この経営理念を実現し、急激な経営環境の変化に迅速かつ的確に対応するためには、コーポレートガバナンスの充実が重要な経営課題であると認識しています。

【コーポレートガバナンスの基本方針】

当社は、コーポレートガバナンスコードに則り、以下の5点を基本方針として、受託者責任を十分に自覚し、それに応えることのできるコーポレートガバナンス体制の充実に取り組んでいます。

- (1)株主の平等性を確保するとともに、適切な権利行使のための環境整備に努めます。
- (2)株主以外のステークホルダー（お客様、取引先、従業員、地域社会等）との適切な協働に努めます。
- (3)法令に基づく開示を適切に行うとともに、それ以外の情報についても主体的に発信し透明性の確保に努めます。
- (4)受託者責任を踏まえ、透明・公正かつ迅速な意思決定を行うため、取締役会の責務と役割の適切な遂行に努めます。
- (5)株主から経営方針への理解をいただけるよう努力を行い、持続的成長に向けた建設的な対話に努めます。

なお、具体的なガバナンス体制の状況については、有価証券報告書をご参照ください。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則4-1-3】

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期を1年として毎年最適な体制となるように見直しを行っております。また、内規により取締役の定年を定め経営の循環を促す体制としております。次期社長の指名にあたっては、現社長の提案をもとに、事前に社外取締役の意見も取り入れて候補者の評価を行うことにより、透明性・公平性の高い後継者の指名体制を整えています。

今後、取締役会の後継者計画への関与等の課題については検討を進めていきます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4】

当社は、資金調達、保険契約、原材料購入・製品販売等において、取引先や業務提携先との良好な関係の維持・強化のため、当該企業の株式を保有することがあります。

当社は毎年、取締役会にて個別の政策保有株式について、そのリスクと、経済性および取引関係の維持・強化等の保有効果等について総合的に勘案し、中長期的な観点からその保有の合理性を検証しています。

その結果保有することの合理性が認められない場合は、市場動向等を考慮したうえで当該政策保有株を適宜売却することと致しております。

政策保有株式の議決権の行使につきましては、当該企業の経営状況等を勘案したうえで、当社と当該企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に適うか否かを基準に、その判断を行います。

重要な議案については、必要に応じて当該企業との対話等を経て賛否を判断します。

【原則1-7】

取締役の競業取引及び自己取引など会社法に定める利益相反取引については、「取締役会規則」に基づき取締役会による事前承認及び結果の報告を実施しています。

子会社・関係会社に対する貸付・債務保証等についても、取締役会での事前承認及び毎月の結果報告を実施しています。

【原則2-6】

当社は、確定給付年金制度の適正な運営を図るため、企画、人事、経理の各分野の業務に関わる者から選出された資産運用委員会を設置しています。資産運用委員会では、受益者への安定的な年金給付を将来にわたって行うため、運用の基本方針や運用指針、政策的資産構成割合の策定及び見直し検討を実施し、その結果を受益者である従業員に報告・周知しています。

【原則3-1】

(1)経営理念、経営戦略については、本報告書1「基本的な考え方」をご参照ください。

経営計画につきましては、当社は、2020年に日本曹達グループ長期ビジョン「かがくで、かがやく。2030」（2020年度～2029年度）を策定するとともに、その実現に向け中期経営計画「かがくで、かがやく。Stage I」（2020年度～2022年度）を策定・実行中です。

内容については、当社ホームページをご参照ください。

(<https://www.nippon-soda.co.jp/>)

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

本報告書1「基本的な考え方」をご参照ください。

(3)経営陣幹部・取締役の報酬決定の方針と手続

【方針】

株主総会で決定された報酬総額の限度内で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）のインセンティブを高めるべく報酬体系を整備していま

す。その構成は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)報酬としての固定報酬に業績・成果に応じて個別に加算したものとしています。これに加えて業績連動型の株式給付信託(BBT)を導入しています。

また、役員報酬の公平性と客観性を高めるため社長と社外取締役2名で構成する指名・報酬諮問委員会を設置し、役員の報酬について取締役会に対して助言・提言を行うこととしています。

なお、取締役のうち社外取締役と監査等委員である取締役については固定報酬のみとしています。

【手続】

指名・報酬諮問委員会の助言・提言をもとに取締役会の決議をもって決定しています。

(4)経営陣幹部の選解任と取締役の指名の方針と手続

【方針】

経営陣幹部・取締役候補者については、(1)豊かな業務経験を有すること (2)経営感覚が優れていること (3)指導力、統率力、行動力および企画力に優れていること (4)ふさわしい人格、識見を有すること (5)心身ともに健康であること、を基準にそれぞれの責務に相応しい人物を選任しています。

また、社外取締役の候補者については会社法及び東京証券取引所の独立性に関する要件を基本に、加えて当社の経営に対して建設的で率直な意見を期待できる専門性と豊富な経験を有する人材を充てることとしています。

経営陣幹部の職務執行に不正または重大な法令もしくは定款違反、その他職務を適切に遂行する事が困難と認められる事由が生じた場合には、その役職を解任します。

【手続】

経営陣幹部の選解任及び取締役候補者の指名については、指名・報酬諮問委員会の助言・提言を踏まえ、取締役会の決議をもって決定しています。

また、監査等委員である取締役候補者については、監査等委員会の同意を得た上で取締役会で決定します。

(5)経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名についての説明

取締役候補の個々の指名の理由については、「株主総会招集ご通知」の参考書類に記載しています。

また、経営陣幹部の選解任については、その都度当社ホームページ等において開示いたします。

【補充原則4-1-1】

当社は、取締役会(原則月1回開催)で、法令・定款で定められた事項及び「取締役会規則」で定められた経営上の重要な(一定金額以上等明確な基準に基づく)意思決定の審議、並びに業務執行の監督を行います。

また、「経営会議運営規則」に基づき、社長、執行役員である取締役及び社長が出席を要請した者をもって構成される経営会議(原則週1回開催)で、取締役会審議事項以外の重要な業務執行の審議を行い、迅速な意思決定に努めます。

【原則4-8】

当社では、独立性の高い社外取締役4名(うち2名は監査等委員である取締役)体制とし、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するよう取締役会の充実を図っています。

【原則4-9】

当社では、独立社外取締役について、会社法及び東京証券取引所の独立性に関する要件に則り、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、当社の経営判断における客観性や合理性を担保し当社の企業価値向上に資することができる人材を充てることとしています。具体的には下記の要件のいずれにも該当しない者としています。

- (1)当社または当社子会社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
- (2)当社または当社子会社の主要な取引先またはその業務執行者
- (3)当社または当社子会社から、役員報酬以外に多額の金銭その他財産を得ているコンサルタント、公認会計士または弁護士等の専門家
- (4)過去1年間において、上記(1)から(3)のいずれかに該当していた者
- (5)次に掲げる者の配偶者または二親等以内の親族
 - 1.上記(1)から(4)までに該当する者
 - 2.現在または過去1年間において当社または当社子会社の業務執行者であった者
 - 3.現在または過去1年間において当社または当社子会社の非業務執行取締役であった者

【補充原則4-1-1-1】

取締役候補者については、本報告書3-1(4)に記載の条件を考慮したうえで、営業、企画管理、研究技術等各機能と各事業分野をカバーできるバランスを考慮し選任しています。

また、社外取締役の候補者については会社法及び東京証券取引所の独立性に関する要件を基本に、加えて当社の経営に対して建設的で率直な意見を期待できる専門性と豊富な経験を有する人材を充てることとしています。

なお、取締役の定数は定款において取締役(監査等委員である取締役を除く。)は10名以内、監査等委員である取締役は5名以内と定めています。現在は社外取締役4名(うち監査等委員である取締役は2名)を含め取締役11名を選任しており、機動的・効率的な運営により的確な意思決定ができる体制としています。

【補充原則4-1-1-2】

当社は役員の兼職については合理的な範囲にとどめることと定めています。

取締役及びそれらの候補者の重要な兼職の状況につきましては、毎年「定時株主総会招集ご通知」の事業報告、参考書類及び有価証券報告書において開示しています。

【補充原則4-1-1-3】

当社は、取締役会の適切な職務執行の決定及び監督機能の向上を目的として、2015年度より毎年、取締役及び監査役全員へのアンケート形式による自己評価を実施しております。4年目に当たる2018年度には外部機関への委託によるヒアリング調査による分析・評価を行いました。その実績を踏まえ、2019年度は従来通りの自己評価を実施し、実効性の現状認識について検証・議論を行いました。その結果、当社取締役会は全体として実効性が確保されていることを確認しました。ただし、監査等委員会設置会社への移行を契機に、監査等委員会の監視・監督機能の有効活用によるガバナンスの強化を図っていくべきである等の課題も認識されたことから、今後とも取締役会の運営方法の改善に取り組み、取締役会の実効性の更なる向上に努めてまいります。

【補充原則4-1-4-2】

当社では、求められる役割と責務を十分に果たすことのできる者を取締役に選任しておりますが、その上で内部昇格による新任取締役については、経営者としての役割と責務の理解の促進のため外部講習等を活用した教育の機会を設けています。

また、社外取締役については、当社に関する総合的な理解を進めるための機会(事業場視察、各部門からの説明等)を設けています。

このほか、取締役としての知識・知見の充実のための外部講習等の費用を負担しています。

【原則5-1】

当社は持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためには株主との建設的な対話が不可欠であると考えており、適時適切に社長や担当取締役・執行役員が対応しています。また、総務部が中心となり、東京証券取引所の適時開示基準に従い、各部門と連携を取りながら、公平性・正確性を重視し、タイムリーに情報開示を行うという方針でIR活動を実施しています。株主との対話に関する詳細な方針は以下のとおりです。

- (1)総務担当取締役がIR統括責任者となり、総務部をIR窓口として、営業・企画管理・研究技術等の社内各部門と連携し株主との建設的な対話の促進を行っています。
- (2)個別面談以外の対話手段については、証券アナリスト・機関投資家に向けた年2回の決算説明会を開催し、社長または担当取締役が説明を

- 行っています。また、海外投資家へのIR活動も実施しています。
- (3) 投資家や株主との対話を通じて寄せられた要望や意見については、適時適切に担当取締役等より取締役会に伝え、経営の参考にしています。
- (4) 社内規定として「インサイダー取引管理規定」を設けており、情報開示に関しても情報管理責任者を中心に適切に管理しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	20%以上30%未満
---------------------------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,992,200	7.04
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,967,000	6.95
三井物産株式会社	1,015,000	3.59
日本曹達取引先持株会	956,000	3.38
農林中央金庫	884,518	3.13
株式会社みずほ銀行	816,590	2.89
JP MORGAN CHASE BANK 385632	809,638	2.86
JP MORGAN CHASE BANK 380684	670,589	2.37
損害保険ジャパン株式会社	513,000	1.81
株式会社りそな銀行	480,000	1.70

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 更新

上記大株主の状況は、2021年3月31日現在の株主名簿に基づいて記載しております。
当社は、自己株式を1,100,006株保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
自己株式には、役員向け株式給付信託による保有株式69,840株は含んでおりません。
持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山口純子	他の会社の出身者											
土屋光章	他の会社の出身者					△						
荻茂生	公認会計士											
脇陽子	弁護士											

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山口純子		○	――	山口純子氏は、他社における営業部門や開発部門をはじめとした実務経験及び監査役としての経験を当社の経営に活かしていただくことで当社の経営体制をさらに強化できると期待し、社外取締役として選任いたしました。また、当社と直接取引のない会社の出身であり一般の株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定いたしました。

土屋光章		○	土屋光章氏は、2012年4月まで、当社の主要な取引先である株式会社みずほフィナンシャルグループの副社長として勤務しておりました。 なお、当社は同グループから資金の借入を行っておりますが、当社の借入金に占める同行からの借入比率は2割程度です。	土屋光章氏は長年にわたる銀行業務で培った知見及び他社の企業経営に関与された経験を当社の経営に活かしていただくことで当社の経営体制をさらに強化できると考え社外取締役として選任いたしました。同氏は、当社の主要な取引先である株式会社みずほフィナンシャルグループの副社長として勤務しておりましたが、退任後9年経過しており、同行の影響を受ける立場にありません。当社は同行以外の複数の金融機関と取引を行っており、同行から当社の取締役会等における意思決定に対して特段の影響を及ぼすことはなく、一般の株主と利益相反の生じるおそれはないと判断しており、独立役員に指定いたしました。
荻茂生	○	○	公認会計士	荻茂生氏は、国際経験を含めた豊富な会計士としての知見を有しており、直接企業経営に関与された経験はありませんが、その幅広い知識と経験を当社の経営に対する監査等に活かしていただけると期待し、監査等委員である社外取締役として選任いたしました。同氏は当社と顧問契約はなく、従って、一般株主と利益相反の生じるおそれはなく、独立性を有していると当社は判断し、独立役員に指定いたしました。
脇陽子	○	○	弁護士	脇陽子氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての会社法務に関する幅広い知識と見識や、他社の社外取締役としての経験を当社の経営に対する監査等に活かしていただけると期待し、監査等委員である社外取締役として選任いたしました。同氏は当社と顧問関係にない弁護士であり、その独立性は十分確保されていると考えており、一般の株主と利益相反の生じるおそれはないと判断しており、独立役員に指定いたしました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会室を設置し業務執行取締役から独立性を保ち監査等委員会を補佐いたします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員である取締役と会計監査人は、監査計画及び監査結果の報告のための定期会合の場を設ける等、密接な連携を図ります。また、内部統制監査室(3名)を設置し、業務部門から独立して業務の妥当性、効率性及び財務報告の信頼性の確保等について評価し、業務プロセスにおける内部統制の適切な運用推進を行うとともに、監査等委員との定期的な打合せ等により連携を図ります。

監査等委員である社外取締役の選任状況: 選任している

監査等委員である社外取締役の人数: 2 名

監査等委員である社外取締役のうち独立役員に指定されている人数: 2 名

内部統制及び監査等委員である取締役の連携状況

(1) 内部統制監査

「内部統制監査室(3名)」を設置し、業務部門から独立して業務の妥当性、効率性及び財務報告の信頼性の確保等について評価し、業務プロセスにおける内部統制の適切な運用推進を行うとともに、監査等委員との定期的な打合せ等により連携を図っております。

(2) 監査等委員監査

監査等委員である取締役にしましては、3名のうち2名を社外取締役としております。監査等委員である取締役は、経営会議等に出席するほか、重要な書類(稟議書)等を閲覧し、重要な事項については担当取締役・執行役員や担当部署あるいは当該子会社等から直接説明を受ける等、グループ全体にわたり会社情報の発生について正確な把握に努め、関係部署の対処・対応と内部統制が適法・適正に執行されているか否か

を監視・検証しております。これに加え、特に財務諸表等の信頼性の確保に関しましては、会計監査人から定期的に報告を受け、また一部の実地監査に立会う等密接な連携を図ることで対応しております。

(3) 会計監査の状況

当社とEY新日本有限責任監査法人は、監査契約を締結しており、法律の規定に基づいた会計監査を実施しております。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、中川 昌美、吉岡 昌樹、甲斐 靖裕の3氏であり、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士8名、その他39名であります。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員	3	0	1	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員	3	0	1	2	0	0	社内取締役

補足説明

役員報酬および役員人事の公平性と客観性を高めるため社長と社外取締役2名で構成する指名・報酬諮問委員会を設置し、役員の人事および報酬について取締役会に対して助言・提言を行うこととしています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、その他
---------------------------	-----------------

該当項目に関する補足説明

会社の業績を反映させる業績連動報酬の要素と、個人の目標達成度を評価する評価報酬の要素を取り入れた報酬体系としていたとともに、業績連動型株式報酬制度(BBT)を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

2019年度に係る取締役(13名)の報酬等の総額は239百万円であり、監査役(4名)の報酬等の総額は72百万円であります。また社外役員(6名)の報酬等の総額は69百万円であります。

上記取締役の報酬等の総額には、業績連動型株式報酬(BBT)による当該事業年度の費用計上額を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--------------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分機能するよう、株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、基本報酬・業績連動報酬・評価報酬・株式報酬の4種類の報酬で構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次の通りです。

- 基本報酬の決定方針
役割と役位に応じて金額を決定する。
- 業績連動報酬の決定方針
当該事業年度の成果・業績を示す指標を利用し、下記算式により算出する。
 <算式>
 前年度業績連動報酬額 + 当該年度業績連動加減額
 ※当該年度業績連動加減額
 連結経常利益増減額と単体営業利益増減率の2指標により算出する。
- 評価報酬の決定方針
各取締役が期初に立てた目標の到達度により算出する。
- 株式報酬の決定方針
中長期的な企業価値向上のためのインセンティブとして機能するよう、株式給付信託を導入している。役位に応じたポイント制となっており、下記算式により算出されたポイントを付与する。
 <算式>
 役位別基準ポイント × 当該年度指標係数
 ※当該年度指標係数
 - ・当該事業年度のROE
 - ・連結営業利益増減額（過去3年間平均額に対する当事業年度実績の増減額）
 上記2指標を指標とするマトリクステーブルにより、0～150%の範囲内で決定する。
- 報酬の種類毎の割合の決定方針
基本報酬：業績連動報酬：評価報酬：株式報酬の割合が、概ね60～65%：25～30%：5～10%：5%前後となるように支給する。
- 報酬を与える時期または条件の決定方針
基本報酬・業績連動報酬・評価報酬は、月例の固定報酬とする。株式報酬は毎年定時株主総会日にポイントを付与し、取締役退任時に、累積ポイントに準じた当社株式（一部現金）を給付する。ただし、取締役による健全な職務執行を促すため、受給予定者による非遵行為等があった場合は、給付を受ける権利が取得できない場合がある。
- 個人別報酬の内容の決定方法
個人別の報酬額については上記の基本報酬・業績連動報酬・評価報酬・株式報酬の内容に関する取締役会の決議にもとづき、代表取締役社長がその具体的な決定権限の委任を受けるものとする。なお、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、代表取締役社長は当該金額の決定に先立ち、指名・報酬諮問委員会への説明・審議を経て、その了承を得るべきこととする。

【社外取締役のサポート体制】

【社外取締役】
取締役会をはじめとする重要会議の開催に際して、事前に議案の説明や各種情報提供を行うなど、社外取締役の職務の遂行をサポートしております。

【監査等委員である社外取締役】
取締役会以外の重要会議への参加を可能としているほか、すべての稟議書を開示するなど、情報が適時・適切に伝達されております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等					
氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――
元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数		― 名			

該当者はありません。当社では、社長経験者が相談役に就任する場合があります、そのための内規を設けております。相談役の任期は原則1年であり、経営陣からの要請に基づき、経営上の助言を行うことがあります、経営の意思決定や業務執行の監督には関与いたしません。

2. 業務執行、監査・監督、指名・報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

【基本的な考え方】

当社は、法律を遵守し健全で透明な企業経営を行うことを基本に、「化学」を通じ優れた製品を提供することにより社会の発展に貢献するとともに、株主・取引先・社員及び地域社会等のステークホルダーからの期待と信頼に応え、また、環境に配慮した事業活動を行うことを経営理念としています。

この理念のもと、当社は独自の特色ある技術の活用により高付加価値製品の開発を進め、グローバルな視野で化学を中心に事業を展開する技術指向型の企業グループを目指しています。

この経営理念を実現し、急激な経営環境の変化に迅速かつ的確に対応するためには、コーポレートガバナンスの充実が重要な経営課題であると認識しています。

【コーポレートガバナンスの基本方針】

当社は、コーポレートガバナンスコードに則り、以下の5点を基本方針として、受託者責任を十分に自覚し、それに応えることのできるコーポレートガバナンス体制の充実に取り組んでいます。

- (1)株主の平等性を確保するとともに、適切な権利行使のための環境整備に努めます。
- (2)株主以外のステークホルダー(お客様、取引先、従業員、地域社会等)との適切な協働に努めます。
- (3)法令に基づく開示を適切に行うとともに、それ以外の情報についても主体的に発信し透明性の確保に努めます。
- (4)受託者責任を踏まえ、透明・公正かつ迅速な意思決定を行うため、取締役会の責務と役割の適切な遂行に努めます。
- (5)株主から経営方針への理解をいただけるよう努力を行い、持続的成長に向けた建設的な対話に努めます。

2. コーポレート・ガバナンス体制の状況

(1)企業統治の体制の概要

当社は監査等委員会設置会社であります。当社のコーポレート・ガバナンス体制は、取締役11名(監査等委員である取締役3名を含む。)からなる取締役会(うち独立社外取締役4名)を中心に構築されております。

取締役会(原則月1回開催。)は、法令・定款で定められた事項及び「取締役会規則」で定められた経営上の重要な(一定金額以上等明確な基準に基づく。)意思決定、並びに各取締役の業務執行の監督を行います。取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、環境変化に迅速に対応でき、かつ経営責任及び業務執行責任を明確化するために1年としております。

また、「経営会議運営規則」に基づき、社長、執行役員である取締役及び社長が出席を要請した者をもって構成される経営会議(原則週1回開催。)で、取締役会審議事項以外の重要な業務執行の審議を行い、迅速な意思決定に努めております。

なお、役員人事および役員報酬の公平性と客観性を高めるため社外取締役2名と取締役社長で構成する指名・報酬諮問委員会を設置し、役員の人事および報酬について取締役会に対して助言・提言を行うこととしています。

(2)リスク管理体制の整備の状況

a. コンプライアンス

- ・当社は、グループ全体に対して「法令遵守・企業倫理」に基づく企業行動の徹底を図ることを目的に、社長直轄のコンプライアンス委員会を設置しております。
- ・コンプライアンス委員会は、役員からなる委員とともに、各部門・支店・事業場及びグループ会社にそれぞれコンプライアンス担当者を配置することで構成しております。
- ・グループが健全な企業活動を実行するための遵守事項等を「日曹グループ行動規範」として定め、当社及び連結子会社の経営陣・全社員に配布し継続的に研修を行っております。
- ・当社及びグループの社員が違反行為を行った場合あるいは他の社員の違反行為を知った場合は、コンプライアンス委員会事務局、監査等委員及び外部通報窓口へ直接相談できるよう、三つの相談窓口を設けております。

b. 情報開示体制

当社は、広報部門を担当する取締役が情報取扱責任者となっております。情報取扱責任者が認知・把握した重要な会社情報は直ちに社長に報告されるとともに広報部門に伝えられ、東京証券取引所の「有価証券上場規程」を踏まえ、当該情報の発生・決定部署のほか社内関係部署を加えて具体的な開示の方法・様式等について協議を行い、社長の最終決定を経て速やかに開示されます。

また、2018年4月にディスクロージャー・ポリシーを策定いたしました。このなかで情報開示に関する、基本的な考え方・基準・方法、将来の見通しについて、及び沈黙期間、に関して当社のポリシーを設定し、当社ホームページで公表しております。

c. CSR活動

当社は、CSRを企業存続に不可欠な重要項目と位置付け、CSR経営の深化に取り組んでいます。具体的には、「アグリカルチャー」「ヘルスケア」「環境」「ICT」の4つの重点分野に経営資源を投下することで、社会・経済・環境の変化を事業機会として活かし、製品ソリューションを通じた社会課題解決と企業価値向上の同時実現に向けた取り組みを推進しています。

また、「企業価値を守るCSR」、「企業価値を高めるCSR」、「社会活動」の3本の柱を軸に、経営戦略とCSR経営を統合することで、持続的な企業価値向上を目指しています。

3. 社外取締役

(1)独立性

当社において、社外取締役を選任するための独立性については、東京証券取引所の独立性基準に則っており、高い専門性や実務経験・見識に基づき、客観的かつ適切に監視・検証する機能及び役割が期待され、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方として、選任しております。

当社の社外取締役である山口純子氏、土屋光章氏、荻茂生氏及び脇陽子氏は、いずれも当社との間に特別な人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。また、この上記4名は、いずれも東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2)社外取締役 山口純子氏

山口純子氏は、他社における営業部門や開発部門をはじめとした実務経験及び監査役としての経験を当社の経営に活かしていただくことで当社の経営体制をさらに強化できると期待し、社外取締役として選任いたしました。また、当社と直接取引のない会社の出身であり一般の株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定いたしました。

(3)社外取締役 土屋光章氏

土屋光章氏は長年にわたる銀行業務で培った知見及び他社の企業経営に関与された経験を当社の経営に活かしていただくことで当社の経営

体制をさらに強化できると考え社外取締役として選任いたしました。同氏は、当社の主要な取引先である株式会社みずほフィナンシャルグループの副社長として勤務しておりましたが、退任後9年経過しており、同行の影響を受ける立場にありません。当社は同行以外の複数の金融機関と取引を行っており、同行から当社の取締役会等における意思決定に対して特段の影響を及ぼすことはなく、一般の株主と利益相反の生じるおそれはないと判断しており、独立役員に指定いたしました。

また、同氏は、当社の取引先である金融機関出身者ですが、既に退職しており、当該金融機関の影響を受ける立場にありません。

(4)社外取締役(監査等委員) 荻茂生氏

荻茂生氏は、国際経験を含めた豊富な会計士としての知見を有しており、直接企業経営に関与された経験はありませんが、その幅広い知識と経験を当社の経営に対する監査等に活かしていただけると期待し、監査等委員である社外取締役として選任いたしました。同氏は当社と顧問契約はなく、従って、一般株主と利益相反の生じるおそれはなく、独立性を有していると当社は判断し、独立役員に指定いたしました。

(5)社外取締役(監査等委員) 脇陽子氏

脇陽子氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての会社法務に関する幅広い知識と見識や、他社の社外取締役としての経験を当社の経営に対する監査等に活かしていただけると期待し、監査等委員である社外取締役として選任いたしました。同氏は当社と顧問関係にない弁護士であり、その独立性は十分確保されていると考えており、一般の株主と利益相反の生じるおそれはないと判断しており、独立役員に指定いたしました。

(6)責任限定契約

業務執行を行わない取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定め、当社と当該取締役5名との間で責任限定契約を締結しております。

4. 当社の定款規定について

(1)特別決議

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会を円滑に運営することを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めております。

(2)取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨、定款に定めております。

(3)自己株式取得の決定機関

当社は、機動的な資本政策遂行のため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨、定款に定めております。

(4)中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当ができる旨、定款に定めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の経営理念は、「化学」を通じ優れた製品を提供することにより社会の発展に貢献するとともに、株主をはじめ顧客、取引先、社員及び関係会社等のステークホルダーからの期待と信頼に応え、また環境に配慮した事業活動を行うこととしており、この実現のためには、業務に精通した経営陣と独立性の高い社外取締役4名(監査等委員である取締役2名を含む。)による上記体制が最も適していると判断しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	2016年6月開催の定時株主総会より電磁的方法による議決権の行使を採用しております。 2018年6月28日開催の第149回定時株主総会よりスマートフォンで投票できる電子投票システムも採用し、株主の利便性向上に努めております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2016年6月開催の定時株主総会より議決権電子行使プラットフォームへ参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	東京証券取引所及び当社ホームページにおいて、招集通知(狭義の招集通知)と参考書類の英文を掲載しております。
その他	2020年6月26日開催の第151回定時株主総会の招集通知について、株主への発送に先んじて6月10日に東京証券取引所及び当社ホームページにおいて、公開しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	2018年4月にディスクロージャーポリシーを策定し、当社ホームページに掲載しております。このなかで情報開示に関する基本的な考え方、基準、方法、将来の見通しについて、及び沈黙期間について当社のポリシーを設定いたしました。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	証券アナリスト・機関投資家向けに決算説明会を開催しております。2020年3月期についてはコロナウイルス感染防止の観点から当社ウェブサイトにて決算説明会資料を開示いたしました。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	実施しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおいて、プレス・リリース、CSR報告書、決算短信等の決算情報、決算説明会資料、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書及び四半期報告書等を公開しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署: 総務部 担当者: 取締役常務執行役員 町井清貴 総務部長 見邊伸樹 広報・IR課長 有近昌弘	
その他	沈黙期間について 当社は、決算情報の漏洩を防ぎ、情報公開の公平性を確保するため、決算期日の翌日から決算発表までの期間を「沈黙期間」とし、この期間は決算に関する問い合わせへの回答を差し控えます。 ただし、この期間中に業績予想が大きく変動する見込みが発生した場合には、適時開示規則に基づき情報開示を行います。 なお、この期間中であっても、すでに公表されている情報に関する問い合わせについては対応いたします。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「日曹グループ行動規範」において、各ステークホルダーとの関係について規定しております。

環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、CSRを企業存続に不可欠な重要項目と位置付け、CSR経営の深化に取り組んでいます。具体的には、「アグリカルチャー」「ヘルスケア」「環境」「ICT」の4つの重点分野に経営資源を投下することで、社会・経済・環境の変化を事業機会として活かし、製品ソリューションを通じた社会課題解決と企業価値向上の同時実現に向けた取り組みを推進しています。 また、「企業価値を守るCSR」、「企業価値を高めるCSR」、「社会活動」の3本の柱を軸に、経営戦略とCSR経営を統合することで、持続的な企業価値向上を目指しています。 CSR報告書を作成し、配布を行うとともに、当社ホームページにおいても公開しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「日曹グループ行動規範」において、財務内容や事業活動状況等の経営情報を適時適切に開示するとともに、会社の経営理念・経営方針を明確に伝える旨を規定しております。
その他	健康経営の取り組み 当社は、2018年2月20日、経済産業省と日本健康会議が共同で選定する「健康経営優良法人2018(ホワイト500)」に認定され、2020年度についても引き続き認定がとれました。 「健康経営優良法人(ホワイト500)」とは、地域の健康課題に即した取り組みや日本健康会議が進める健康増進の取り組みをもとに、特に優良な健康経営を実践している大規模法人を顕彰する制度です。 当社は、CSR活動の目標として「健康増進」を掲げ、健康保険組合や労働組合とともに、心と体の健康増進に向けた取り組みを推進してまいりました。これからも健康維持・増進を重要な経営課題と位置付け、社員とその家族の健康管理を支援し、健康で生き活きた活動を通じて社会により高い価値を提供できる会社となるよう、健康経営の実践に積極的に取り組んでまいります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システムの整備の状況

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ コンプライアンス委員会を設置し、「日曹グループ行動規範」の周知により法令遵守・企業倫理に基づいた企業行動を徹底するとともに、内部通報制度を適切に運用いたします。
 - ロ 社会から信頼されつつ企業活動を継続するために、CSR(企業の社会的責任)活動に取組みます。
 - ハ 「職務及び責任権限規定」等の会社規定に基づき、職務執行の権限役割を明確化いたします。
 - ニ 取締役が他の取締役の不正行為、法令・定款違反を発見した場合は、直ちに取締役会及び監査等委員会に報告いたします。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 重要な職務執行に係る情報について、「文書管理規定」「営業秘密管理規定」等の会社規定に基づき、適切に記録保管いたします。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ 「日曹グループ行動規範」の周知により、法令遵守・企業倫理に基づいた企業行動を徹底いたします。
 - ロ 社長を委員長とする「CSR推進委員会」を設置し、環境保護・労働安全・製品安全・人権に配慮した事業活動を推進するとともに、「環境管理規定」「保安管理規定」等の会社規定に基づいてリスクマネジメントを実施し、事故の未然予防を図ります。
 - ハ 万一の重大事故発生時には、「保安管理規定」等の会社規定に基づいて事故対策本部を設置し、横断的・組織的な対応を行います。
 - ニ 大地震等の自然災害、あるいはその他の甚大な被害をもたらす危機の発生時には、「事業継続計画(BCP)」に基づいて適切に対応いたします。
 - ホ その他業務執行に関連して発生する各種リスクには、所管する各部署が対応マニュアル等に基づいて適切に対応いたします。
 - ヘ 「内部統制監査室」を設置し、業務部門から独立して業務の妥当性、効率性及び財務報告の信頼性の確保等について評価するとともに、業務プロセスにおける内部統制の適切な運用推進を図ります。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ 取締役会(原則月1回開催)では、法令・定款で定められた事項及び「取締役会規則」で定められた経営上の重要な(一定金額以上等明確な基準に基づく)意思決定、並びに業務執行の監督を行います。
また、「経営会議運営規則」に基づき、社長、執行役員である取締役及び社長が出席を要請した者をもって構成される経営会議(原則週1回開催)で、取締役会審議事項以外の重要な業務執行の審議を行い、迅速な意思決定に努めます。
 - ロ 「業務分掌規定」「職務及び責任権限規定」等の会社規定に基づき、職務執行の権限役割を明確化いたします。
- (5) 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - イ 「日曹グループ行動規範」の周知により、法令遵守・企業倫理に基づく企業行動を徹底いたします。
 - ロ 「関係会社管理規定」に基づき、グループ会社に対し適切な経営評価・管理を行い、当社グループとして健全な発展を図るため、下記体制を整備し運用いたします。
 - ・グループ会社における経営上重要な事項の決定に際しては、当社と事前協議等を行う
 - ・グループ会社の業績については定期的に当社へ報告が行われる体制を構築する
 - ・グループ会社における業務の執行状況については、当社内部統制監査室による内部統制評価を行う
- (6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
 - 監査等委員会が職務補助者の設置を求めた場合には、協議の上、これを配置いたします。
- (7) 前号の取締役及び使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
 - 職務補助者を配置する場合には、その任免等について監査等委員会の同意を得ることといたします。
- (8) 取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制
 - イ 監査等委員は、経営会議等の重要な会議に出席いたします。
 - ロ 業務執行に関する重要事項(グループ会社に係る重要事項も含まれます)及び監査等委員会が報告を求めた事項については、監査等委員会に報告・説明いたします。
 - ハ 稟議書等の決裁書類及び重要な会議の議事録等を監査等委員会に回付いたします。
 - ニ 「内部統制監査室」は、監査結果及び内部統制の運用状況について監査等委員会に報告いたします。
 - ホ 取締役(監査等委員である取締役を除く)は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合及び他の取締役(監査等委員である取締役を除く)の不正行為、法令・定款違反を発見した場合は、直ちに監査等委員会に報告いたします。
 - ヘ 内部通報制度においてコンプライアンス委員会事務局、監査等委員及び外部通報窓口の三つの通報窓口を設置いたします。
 - ト 内部通報制度により通報を行った者について、通報をしたという事実により何ら不利益な扱いを行わないことを「日曹グループ行動規範」に規定しております。
- (9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ 社長と監査等委員会は四半期に1回程度、経営全般の重要な事項について意見交換を行います。
 - ロ 代表取締役と監査等委員会の定期的な懇談を行います。
 - ハ 会計監査人と監査等委員会が密接に連携できるよう、監査の計画及び結果報告等の定期会合その他情報交換等を行います。
 - ニ 監査等委員会室を設置し、監査等委員の職務を補助します。
 - ホ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等に応じています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 市民社会に脅威を与える反社会的勢力には、毅然として対処し、一切関係を持ちません。
- (2) 反社会的勢力による不当要求に際しては、総務部が統括・窓口部署となり、対応マニュアルに基づき組織的に対応するとともに、警察等の外部専門機関と緊密に連携いたします。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

- (1)開示に係る組織 当社では、会社情報の開示に係る事項については、総務部広報・IR課が主管部門となり、関連部門と連携して適時・適切な情報開示を行っております。
- (2)内部情報の管理 当社では、未公表の重要な会社情報について、「インサイダー取引管理規定」にしたがって厳重に管理するとともに、社内研修等の機会を利用しインサイダー取引の未然防止を図っております。
- (3)当社の適時開示を含めたディスクロージャー全般に関する考え方等につきましては、当社ホームページ「ディスクロージャー・ポリシー」をご参照ください。
(<https://www.nippon-soda.co.jp/>)

【参考資料:模式図】

